

介護休暇を取得される方へ

# 介護休業手当金の請求について ご案内します



要介護状態にあるご家族を介護するため、1日単位で介護休暇を取得したとき、介護休業手当金を請求することができます。

## 1 支給対象となる家族の範囲

### ▶同居・別居を問わない家族

配偶者・父母・子・配偶者の父母・  
祖父母・孫・兄弟姉妹

### ▶同居を要件とする家族

父母の配偶者・配偶者の父母の配偶者・子の配偶者・  
配偶者の子（組合員と親子関係にない子）

## 2 支給期間

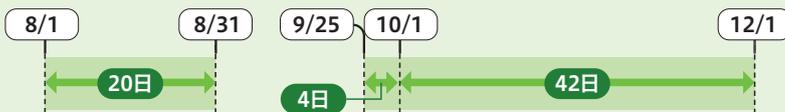
介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、介護休暇の日数を**通算して66日**支給されます。  
※週休日および祝日は支給日数から除きます。 ※短期の介護休暇、介護時間は支給対象になりません。

介護休暇を**連続して**  
取得した場合



**通算66日**

介護休暇を**2回に分けて**  
取得した場合



**通算66日**

## 3 支給金額

$$\left( \frac{\text{標準報酬月額}^{\ast 1}}{\text{標準報酬月額} \times 1/22} \times \frac{\text{支給率}}{67\%} - \text{調整額}^{\ast 2} \right) \times \text{日数}$$

※1 令和2年8月1日以降、標準報酬月額が530,000円以上の場合は給付上限日額（15,294円）を適用して計算します。  
※2 介護休暇取得期間中に報酬が支払われた場合、報酬日額を差し引いて支給します。

### 計算例

- 標準報酬月額：44万円
- 介護休暇の日数：20日/月
- 支払われた報酬：600円/日

この場合の支給金額は…  
(44万円 × 1/22 × 0.67 - 600円) × 20日  
=256,000円



## 4 請求手続

ご所属の事務担当者を通じて請求してください。

### 必要書類

- ・介護休業手当金請求書
- ・介護休暇承認申請書兼処理簿の写し
- ・出勤簿の写し
- ・報酬支給額証明書

※介護休暇を取得した月ごとの請求となります。  
※「介護休業手当金請求書」および「報酬支給額証明書」は、公立学校共済組合東京支部のホームページからダウンロードできます。  
<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/tanki/kyugyo/kaigo/index.html>



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827

すべて  
無料

ご存知ですか？「かがやきメイト」の介護支援メニュー

＼介護と仕事の両立を応援します！／

- ▶わかるかいごBiz ……24時間利用可能で、介護に関する幅広い情報を収集できるWebサイトです。
- ▶介護コンシェルジュデスク ……介護に関する疑問や不安に、介護相談員が電話やE-mailで対応します。
- ▶詳細は、かがやきメイトホームページへ <https://bs.benefit-one.co.jp/k-tokyo/>



問合せ先

福利厚生課厚生事業担当

☎03-5320-6821